

○厚生労働省令第三十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月三十一日

厚生労働大臣 根本 匠

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(設備の基準) 第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。 一〜七 (略)</p> <p>八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)</p> <p>(保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物であること。)</p> <p>ロ〜チ (略)</p>	<p>(設備の基準) 第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。 一〜七 (略)</p> <p>八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。</p> <p>ロ〜チ (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。